

新宿区教育委員会会議録

平成22年第8回定例会

平成22年8月6日

新宿区教育委員会

## 平成22年第8回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成22年8月6日(金)

開会 午後 2時04分

閉会 午後 6時36分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

委 員 長	羽 原 清 雅	委員長職務代理者	松 尾 厚
委 員	熊 谷 洋 一	委 員	菊 池 俊 之
委 員	白 井 裕 子	教 育 長	石 崎 洋 子

#### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 政 策 課 長	竹 若 世 志 子	副 参 事	松 田 浩 一
事 務 取 扱			
教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫	学 校 運 営 課 長	齊 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事	向 隆 志
文 化 観 光 国 際 課 長	山 田 秀 之	統 括 指 導 主 事	工 藤 勇 一

#### 書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 査 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎	管 理 係 主 査	

## 議事日程

### 議 案

- 日程第 1 議案第 3 8 号 平成 2 3 年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について
- 日程第 2 議案第 3 9 号 平成 2 3 年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について
- 日程第 3 議案第 4 0 号 平成 2 3 年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び  
中学校の特別支援学級において使用する文部科学省著作教科書  
及び一般図書の採択について
- 日程第 4 議案第 4 1 号 津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会運営方針につい  
て
- 日程第 5 議案第 4 2 号 自己情報の開示を行わない決定に対する異議申立てに関する情  
報公開・個人情報保護審査会への諮問について

### 報 告

- 1 新宿歴史博物館の臨時休館等について（文化観光国際課長）
- 2 平成 2 3 年度学校給食調理業務委託実施校について（学校運営課長）
- 3 あいじつ子ども園の改修工事等の実施について（学校運営課長）
- 4 中町図書館の休館について（中央図書館長）
- 5 その他

開 会

羽原委員長 ただいまから平成22年新宿区教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、松尾委員にお願いします。

議案第38号 平成23年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

議案第39号 平成23年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

議案第40号 平成23年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省著作教科書及び一般図書の採択について

議案第41号 津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会運営方針について

議案第42号 自己情報の開示を行わない決定に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

羽原委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第38号 平成23年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」、  
「日程第2 議案第39号 平成23年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」、  
「日程第3 議案第40号 平成23年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省著作教科書及び一般図書の採択について」、  
「日程第4 議案第41号 津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会運営方針について」、  
「日程第5 議案第42号 自己情報の開示を行わない決定に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」を議題といたします。

石崎教育長 「日程第5 議案第42号 自己情報の開示を行わない決定に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」は、個人情報の保護及び争訟に係る事務に関する案件であり、教育委員会の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるので、非公開による審議をお願いいたしたいと思います。

羽原委員長 ただいま教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第5 議案第42号 自己情報の開示を行わない決定に対する異議申立てに関する情

報公開・個人情報保護審査会への諮問について」を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

羽原委員長 それでは、まず教科書に関する議案第38号から議案第40号までを一括して説明を受け、1件ずつ質疑及び採択を行い、続いて議案第41号を審議し、その後議案第42号を非公開により審議します。

議案第38号から議案第40号までの説明を教育政策課長からよろしくお願いします。

教育政策課長 まず、議案第38号について説明させていただきます。「平成23年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」でございます。

当教育委員会は、7月16日に小学校教科用図書審議委員会から採択の対象となるすべての教科用図書の調査検討結果について答申を受けまして、当日、7月21日及び7月23日と3回にわたり協議を重ねていただいております。

そして、審議委員会の調査結果をもとに十分な協議を行い、児童の実情を十分配慮して、公正かつ適正に各種目ごとに採択候補の教科用図書を一種に絞り込んでいただいたところで。前回までの協議において、採択の候補となる教科用図書を当委員会として一種に絞り込んだ理由を、本日資料としてまとめておりますので、教育指導課長から説明させていただきますが、御確認のほどよろしく願いいたします。

教育指導課長 それでは、私から皆様が1社に絞り込んでくださいましたその理由について読み上げさせていただきます。

この間、本当に何度も臨時会を開いていただきまして、活発な御議論していただきました。本当にありがとうございます。絞り込み理由の資料はそれらの中で最終的に1社に絞り込んでいただいた理由のエキスを事務局のほうでまとめさせていただいたものでございます。

それでは、まず国語でございます。種目、国語。採択候補、光村図書出版。絞り込み理由、教材の配列に工夫が見られ、旧知の教材と新しい教材がバランスよく取り入れられている。

「読むこと」から「書くこと」への発展や、副教材から主教材への配列は、児童の実態を考え、主体的に学習ができるよう工夫されている。

種目、書写。採択候補、光村図書出版。絞り込み理由、毛筆の筆の運びが、擬態語で書かれていたり、力の入れ方を知らせたりしており、導入期の3年生にとってわかりやすい。右払いの写真をアップにしているなど、一つ一つのポイントがわかりやすく示されており教材として活用しやすい。発達段階に即した説明がなされており、日常的に毛筆に触れる機会の

少ない児童に適している。

種目、社会。採択候補、東京書籍。絞り込み理由、「つかむ」、「調べる」、「まとめる」、「いかす」といった各単元の学習過程や次単元の予告等が児童の思考過程に即してわかりやすく示され、児童がみずから学習を進められるように構成されている。戦後の復興の様子に新宿区の写真が取り上げられている。

種目、地図。採択候補、帝国書院。絞り込み理由、冒頭の8ページを地図帳の使い方に充て、地図学習の導入をしっかりと行わせようとする意図が感じられ、地図そのものが学習の材料となりうる。冒頭に、47都道府県が番号入りで紹介されている。

種目、算数。採択候補、大日本図書。絞り込み理由、問題解決型の学習場面が多く取り入れられ、算数的活動を通して問題解決力をつけることができる構成になっており、新しい学習指導要領の趣旨をふまえた授業を一層進めることができる。児童がみずから考えたことを書き込むための十分なスペースが確保されるなど、構成に工夫が見られる。児童が新しい内容を学ぶ際に、わかりやすい課題の提示や問題の配列がなされている。

種目、理科。採択候補、大日本図書。絞り込み理由、単元ごとに冒頭に問題提起がされ、最後にまとめや活用がある単元構成であり、内容が思考の流れに沿っているため、児童が無理なく問題解決学習を進めていくことができる。観察・実験方法や安全に対する説明も的確でわかりやすい。児童の理科に対する関心を引きつける写真や図の使い方がなされている。

種目、生活。採択候補、東京書籍。絞り込み理由、「あたらしい1ねんせいといっしょにあそぼう」では、1年生を迎える準備が具体的に絵や写真で示され、活動することが明確になっている。「生きもの図かん」、「おもちゃ図かん」、「あそびずかん」は1年生が見て、活動の参考にしやすい。

種目、音楽。採択候補、教育芸術社。絞り込み理由、義務教育9年間を見据え、中学校につながる系統的な学習ができるよう、題材設定と配列がなされている。学習内容が児童にもわかるように示されているので、学習意欲が高まるとともに、音楽の基礎的・基本的な能力が確実に定着するように編集されている。他教科や幼稚園教育における表現に関する内容などに関連させた箇所が多く、幼稚園との接続を考える上でも有効な教科書である。

種目、図画工作。採択候補、開隆堂出版。絞り込み理由、発達段階に応じた題材が選ばれており、児童の工夫によっていろいろな方向に発展できるような内容となっている。道具の使い方を説明しているイラストがわかりやすい。アーティストを導入で紹介しており、作者の思いを掲載するなど、作品をつくる個人と結びつけて学習させることができる。教師にと

って柔軟に活用できる教科書である。

種目、家庭。採択候補、東京書籍。絞り込み理由、ミシンのかけ方やみそ汁のだしのとり方など、細かな配慮があり、わかりやすい。改訂の趣旨である中学校技術・家庭への系統性や連続性を重視する観点から、2年間の見通しを持たせ、できるようになったことを自覚させ、中学校や家庭実践への意欲を高めるよう工夫している。

種目、保健。採択候補、東京書籍。絞り込み理由、「考えてみよう」、「話し合ってみよう」、「調べてみよう」、「やってみよう」、「ふり返ってみよう」などの欄で学習の仕方が明示されているので、児童の問題解決学習には効果的である。関連する内容を取り上げたページが本文と章末にある資料にそれぞれ示されているため、振り返りながら学習を進めることができる。

以上でございます。

羽原委員長 採択の候補となる教科用図書を当委員会として一種に絞り込んだ理由は、今の説明のとおりでよろしいでしょうか。

松尾委員 今回の理由の中で、書写の絞り込み理由の第1点目ですが、「力の入れ方を知らせたりしており」とありますが、この「知らせる」というのは意味がわかりづらいのですが、これはどういうことでしょうか。

教育指導課長 実際に教科書の中に、「どこで力を入れる、抜く」というような表記が示されているということでございます。

松尾委員 それは「力の入れ方を示したりしており」とするのとは若干意味合いが違うのでしょうか。

教育指導課長 同様のことということで結構でございます。もし、この表現の仕方が「知らせる」というよりも「示す」というほうがわかりやすいということであれば、そのような形に訂正をさせていただきたいと思います。

羽原委員長 それでは、よろしく願いいたします。

教育政策課長 では委員長、議案第38号の説明を続けさせていただきます。

以上のように、一種に絞り込みました採択の候補となる教科用図書について、前回の臨時会で教育長に議案としてまとめるように御指示をいただき、それをまとめましたのが議案の裏面でございます採択候補の教科用図書の一覧になっております。各種目ごとに採択候補の教科用図書を掲げた表になってございます。

また、この議案の提案理由ですけれども、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関す

る法律第13条の規定に基づき、区立小学校教科用図書を採択する必要があるためでございます。

続きまして、議案第39号について説明させていただきます。

「平成23年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」でございます。

この議案の提案理由ですけれども、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、区立中学校教科用図書を採択する必要があるためでございます。

平成23年度に使用する中学校教科用図書については、法令の規定により昨年度採択しております、その同一のものを採択することとなっております。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされております。そして、この政令で定める期間は、施行令第14条で4年と定められております。

前回は、昨年度使用する教科用図書について採択替えを行いましたので、平成25年度までの4年間、同一の教科用図書を採択することとなっております。

ただし、今回新たな学習指導要領の実施に伴いまして、教科書会社が新しい教科書を作成していることが予測されますので、4年が経過する前に改めて来年度採択を行う予定でございます。

議案は、昨年度採択したものと同一の採択候補の教科用図書の一覧となっております。

続いて、議案第40号について御説明いたします。

提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、文部科学省著作教科書及び一般図書を採択する必要があるためです。

これにつきましては、6月30日に教科用図書審議会委員から教育委員会あてに答申が出されておまして、7月2日の教育委員会で内容について協議をさせていただいております。協議の際と異なる点は、拡大図書について、本日議案第38号及び第39号と同一の内容を記載しております。そのほかの内容については変更がないことから、具体的な中身の説明は省略させていただきます。

今回は議案として提出させていただいているものでございますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

羽原委員長 説明が終わりました。議案第38号について、御意見、御質問をどうぞ。



よろしいですか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第38号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

羽原委員長 議案第38号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第39号について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第39号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

羽原委員長 議案第39号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第40号について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第40号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

羽原委員長 議案第40号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第41号を審議します。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 「議案第41号 津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会運営方針について」でございますが、本件につきましては平成21年12月4日開催の教育委員会において、第八次学校適正配置計画の基本方針を議決いただき、その後、協議する会議体の運営方針等について、関係の方々と協議した結果、一定の方針が固まったため、議案として提出するものでございます。

詳細につきましては、担当の副参事から説明させていただきます。

副参事（学校適正配置担当） それでは、私から御説明をいたします。

まず、本日の説明は、5月7日の教育委員会でお示しいたしました運営方針の素案等の変更点、修正点を主に御説明をさせていただきます。

本日、議案として御提出させていただいておりますので、了承いただけましたら協議会を設置をし、開催をしていくということで考えております。

それでは、資料の説明の前に、これまでの主な経緯とそれからポイントについて、まず口頭で御説明を申し上げます。

6月17日に準備会を開催をいたしまして、素案の修正に関する意見交換等を委員予定者の皆様と行いました。この準備会での意見を踏まえ、その後も意見調整を行いまして、最終的に取りまとめたのが本日の議案という形でございます。

次に、主な修正、変更点。一番大きな部分でございますが、会の名称でございます。両校保護者より、統合ありきで設置する従来型の協議会ではないというようなことで、従来の統合協議会とは性格を異にしている。こういったことを会議の名称の上からも明らかにすることが望ましいのではないかと趣旨で会の名称変更について、いわば最重要事項ということで御要望いただいたところでございます。会の名称の具体につきましても、学校環境適正化協議会、あるいは牛込A地区小学校の教育環境向上を図る会、こういったような具体案もいただいたところでございまして、これらにつきましては7月15日付の両校のPTAの会長様連名の文書で委員の皆様へ情報提供させていただいた内容でございます。

その後、両校保護者以外の委員全員の皆様にこの保護者の御意見をお伝えをし、お一人お一人とじっくりと意見交換をしまりました。こういった経緯を踏まえまして、最終的に会の名称については、今日お示しをしております「統合等検討協議会」に変更させていただいたものです。

それでは、会の名称以外にも修正事項がありますので、資料の新旧対照表に即してポイントになるところについて、御説明申し上げます。

まず、今回、経緯につきましても、文言修正及び追加をさせていただきました。経緯の修正点ですが、例えば「江戸川小の入学予定者の減少傾向が止まらない」という表現について、「入学予定者に対する懸念」ということで修正をしました。あるいは「PTAに多大な負担をかけている」というところについては、「PTAの負担軽減」というような形で表現を置きかえつつ、一方では「情報の一元化」と、これの「必要性」について追記をいたしました。

あわせて、本年度、平成22年に入った後、6月の準備会も開きましたので、こういったことも経緯の中に載せまして、最終的に名称等の修正を行うものだというようなことで締めくくりをさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

2から6の、2の目的から6の会議については、基本的には文言修正というところがメインになりますので、説明は割愛させていただきます。

次のページをお願いいたします。

運営方針の8の議決の欄をご覧ください。そのまま修正後を読ませていただきます。「統

合の必要性については、総意による合意形成を図る。その他の事項についても総意による合意形成に努めるが、会長、副会長及び座長が協議の上、特に必要と認めるときは、出席委員の「従来過半数でしたが、「3分の2で決することができる。」というように修正をさせていただきます。

文言の修正の主な点は以上でございます。

最後にまとめになりますが、今回の取りまとめに当たりましては、まず両校の保護者の皆様につきましては、各校単位だけでまとめたのではなく、両校の代表の方にお集まりをいただいて、両校の統一の意見ということで取りまとめていただいた上で重要事項順にそれを付してまとめていただいたというものでございます。そういった要望を踏まえて、ほかの委員の皆様につきましても、こうした保護者の取り組みについて見守っていただきつつ、貴重な御意見をいただいた、こういうようなところで必要な修正を行ったものでございます。名称が変更ということで、去年の12月4日から考えてみましても、今日初めてこのような提案をさせていただいているところでございますが、今まで御説明をさせていただきました経緯を踏まえまして、どうか御理解をお願いできればありがたいと思っております。

以上でございます。

羽原委員長 説明が終わりました。

議案第41号について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

松尾委員 大変長い時間をかけてやってこられたものですが、最後の文言ですけれども、若干質問があります。

新旧対照表のまず最初の経緯のところですが、経緯の最後の段が「名称を含む修正を行う」で終わっておりますけれども、これは経緯ですから「行うこととなった」とか、「行う」というのはこれから行うように読めますので、もうこの運営方針の中では既に行われているわけですから、ここは「その修正を行った」とか、「行うこととなった」のほうがよいのではないかと思います。

それから、また細かいことで恐縮ですが、「必要性」という言葉が何力所か出てまいりますが、これは「必要性」ではなくて、「必要」でよいのではないかと思います。例えば、経緯のところの修正後の5行目のところに、「情報の一元化を早期に図る必要性が生じていた。」とありますが、これは「早期に図る必要性が生じていた」とするのが適切かと思えます。

それから、その次のページで目的のところにも、「統合の必要性の有無」とありますが、これも「統合の必要の有無」のほうが適切かと思えます。

通常、「必要性」といった場合には必要かどうかということ「必要性」というのではないかと思います。ですから、ここは「有無」までつけますと、「必要性」の「性」は必要なくて、「必要の有無」とするのが妥当だと私は思います。

それから1つ質問ですが、その上に「情報を共有する中で」が、「情報を共有化する中で」と変更されておりますけれども、この「共有する中で」と「共有化する中で」に文言を書きかえたところの何か心があるようでしたら御説明願えれば幸いです。

副参事（学校適正配置担当） 心という御質問でございますが、委員の皆様のほうから御意見がございまして、それでどちらの意味もさほど変わらないなというようなことで、そういうことであれば「共有化」にしようということで修正をしたものでございます。

羽原委員長 前段、「必要性」の問題についてお答えください。

副参事 文言のお話で、まず経緯の最後が「行う」というところで終わっているということにつきましては、こちらでもいろいろ議論をさせていただきまして、「行った」というのが本日の教育委員会を受けて初めて「行った」と書けるのではないかなというようなことで、ここは石橋をたたいて渡るということで、現在進行形で「行う」ということで、とめ置かせていただいたということで御理解をいただければと思います。

あと「必要性」の「性」についてでございますが、なかなか国語の問題ということもあるかと思いますが、ここについては今まで「性」について議論が委員の皆さんの中でも特になかったということで、そのまま今日に至っていると、こういう経緯でございます。

松尾委員 私は「必要」とするほうがスムーズに読めるかなと思いますけれども、事務局のほうで検討していただければ幸いです。よろしく申し上げます。

羽原委員長 その点は、この地元というか、現場の問題もありましょうから、一度御検討ください。

ほかに。

石崎教育長 今日は、運営方針として決定いただいて、事務局のほうで名称も「両校の統合等検討協議会」ということで最終的に決着したわけですが、両小学校の統合等検討協議会設置要綱ということで決裁をとっていきます。そこで先ほどの経緯の「名称を含む調整を行う」という部分については、その決裁の中で「行った」という形で確定的に書けると思います。あと、今指摘があるのは、文言として「必要性の有無」、それから「共有化」の「化」ですが、その辺の文言の適切な部分については、そこで決定させていただくと。要綱の中では最終確定させていただく。ただし、松尾委員の質疑もありますけれども、議案とし

では許容範囲かと。「共有化」のところは、確かに「共有する中で」でいいのではないかと  
と思いますが、「必要性」の部分のところは、「必要」ということと「必要性」というと、若  
干抽象度が高くなるというか、婉曲な表現になるのかとは思いますが。しかし今までこれで来  
ていることもありますし、議案としてこれで御議決いただいて、そのような手続きを経たい  
とおもいます。

羽原委員長 いや、「行う」を「行った」に直すという作業があるなら、直せるところは直  
したらどうかということです。

石崎教育長 今日のこの段階で直すということでしょうか。

白井委員 私も教育長と同じ意見ですけれども、今議案として提出されているので、教育委  
員会として、この経緯のところを「名称を含む修正を行うことになった」ということに訂正  
して、今日議案として確定していいのではないかと思います。

あと「共有化」という部分の言葉は、私も「共有化」でいいと思います。統合の「必要  
性」か「必要」なのかというのはわからないですけれども、それはどちらかの言葉に統一し  
て、そんなに大筋に変わるような文言ではないとは思っているので、それはどちらかにもう決めて  
しまってよろしいのではないかと私も思います。

羽原委員長 最終決定だからこそ直せるところは直したほうがいいという御意見だから、そ  
れについて直す必要がないというなら、つまり「必要性」でいいということならそれで構わ  
ないけれども、よくないものを承知して、議案だから最終決定という手続論だけではよろし  
くないと思います。ですから、「行う」を「行った」とここで直せるなら、ほかにいい表現  
があるのでしたらいい表現に直したらどうかということをお願いしています。ただし、手続  
が現場の津久戸小学校や江戸川小学校ともう一回諮るようなことが必要ならば、それはまた  
別の問題だけれども、ここで最終決定であるなら、差し支えがないところは直したほうがい  
いという趣旨だと思います。

松尾委員 そうです。

羽原委員長 ですから、形式的に我々が議案を出したら、そのまま決定しなければならない  
というのはおかしいということをお願いしている。

石崎教育長 基本的に表現のことですので、津久戸小学校、江戸川小学校にフィードバック  
してもう一度意見を伺うという話ではなく、この段階で用語としてのより適切なものに変  
える必要があるものについては変えるということだと思います。では事務局のほうから、今  
3点出されていますので、その3点の取りまとめの方針、先ほど副参事も現場でという、両

校に持ち帰ってという、そういう意味ではなかったと思いますけれども、その辺を説明してください。

副参事（学校適正配置担当） それでは、今種々お話もございましたので、適切な表現に変更するというようなことにしたいと考えます。

運営方針の具体的に5行目、ここの「必要性」を「必要」に修正をする。それから、最終的に「行う」のところが「行った」というように修正をするとさせていただきたいと思いません。

松尾委員 もう一カ所、「必要性」のもう一カ所は「必要性の有無」という箇所は。

副参事 こちらにつきましては、従前からこれで来ていますが、私としてはここについてはこのままでよろしいと考えております。

松尾委員 実際に現場で携わっている方がそのようにおっしゃるのであれば、それでよろしいと思います。

羽原委員長 それでは、以上の点を修正することを前提として原案のとおり決定したいと思います。

（異議なし）

羽原委員長 次に、「日程第5 議案第42号 自己情報の開示を行わない決定に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」を非公開により審議いたします。傍聴人の方は恐縮ですが、議場より御退席いただきたいと思いません。

午後 4時10分再開

羽原委員長 では再開いたします。

報告1 新宿歴史博物館の臨時休館等について

報告2 平成23年度学校給食調理業務委託実施校について

報告3 あいじつ子ども園の改修工事等の実施について

報告4 中町図書館の休館について

羽原委員長 本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により補助執行している事務についての報告を受けるため、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、地域文化部文化観光国際課長に出席していただいておりますので、御承知おきください。

まず報告第1について説明を受け、質疑を行い、その後報告2から報告4までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

報告1について、文化観光国際課長、よろしく申し上げます。

文化観光国際課長 それでは、「報告1 新宿歴史博物館の臨時休館等について」でございます。

記書きの下に書いておりますとおり、1番の工事の実施期間、平成22年の10月1日から23年の3月15日まで、工事の概要としては3番にございます冷暖房・給排水設備の工事、それから屋上の防水・外壁等の工事を行う関係で2番の講堂、それから全館の臨時休館、それから博物館の2階に閲覧室がございまして、それぞれこちら資料の記載のとおり期間、一部休館ですとか、一部施設の貸し出しを提出させていただくという内容の報告でございます。

4番に周知の方法が書いてありますけれども、広報しんじゅくの7月25日号、それから区のホームページ、あと同館の管理を代行しております未来創造財団の「Oh!レガス」という財団広報紙、そして財団のホームページを通して休館についての周知、既に一部先立つ形でさせていただいております。

このタイミングで周知を行う理由は、実は博物館条例の中に施設の貸し出しについては2カ月前から予約、申し込みを受け付けますということがありますので、10月1日の二日前に相当する8月1日からは施設の申し込みということができる関係がございまして、本日の委員会に先立つ形で25日号の広報に載せさせていただいたというところでございます。

またあわせて、工事のいわゆる大規模修繕ということになりますので、9月の下旬に御近所さんに対して、工事説明のお知らせ、インフォメーションをしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

羽原委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問がある方、どうぞ。

よろしいですか。

御質問がなければ、次に報告2から報告4までについて、一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

学校運営課長 学校運営課長でございます。

それでは、報告の2と3につきまして、私から御報告申し上げます。

まず初めに「報告2 平成23年度学校給食調理業務委託実施校について」でございます。

学校給食調理業務につきましては、平成16年度から順次民間委託に切りかえをしております、本年度4月の時点におきましては小・中、養護学校合わせた41校中25校で実施をしているところでございます。今回、御報告をさせていただきますのは、第一次実行計画に基づきまして平成23年度までの毎年4校ずつ委託を進めている中の4年目に当たるものでございます。中学校につきましては、西戸山第二中学校を除く全校でもう既に委託化が完了しておりますので、来年度委託を実施する学校についてはすべて小学校ということになります。

1番、委託実施校でございます。そちらに記載の余丁町小学校、大久保小学校、戸塚第二小学校、落合第一小学校の計4校となります。なお、この4校の委託で小学校につきましては、29校中19校が委託となるものでございます。

実施校の選定に当たっての考え方といたしましては、2つございます。1つは都費の学校栄養士、常勤の栄養士が既に配置されていることでございます。これは委託化へのスムーズな移行と委託後の安全性の確保、衛生管理を図るためでございます。

2つ目は、来年度の給食調理員の状況でございます。これは、区立学校の調理業務につきましては全校委託を推進しております、その中で調理員につきましては退職不補充の形をとっているものでございます。ちなみに、今年度末での調理員の定年退職者は3名予定をしておりますが、委託化によりまして19名の余裕が生まれるということで差し引きしますと、16名の調理員が余剰となるということですが、教育委員会では用務職員への転職ということも進めております。今年度末用務職につきましては10名程度の退職者を予定しているということで、この委託化に伴う調理員の人数で賄っていくということでございます。

今後の対応ですが、学校長への文書による通知をするとともに、PTA役員の皆さんへ説明や保護者へのチラシの配付、試食会の実施等をしてまいります。

それから、事業者の選定に関してですが、今回、事業者の選定につきましては、応募方法をこれまでの指名型から公募型に変更するという周知、募集の期間が必要となることから例年よりも1カ月程度早く選定作業に入らせていただくということで、本日の報告になった次第でございます。

次に、「報告3 あいじつ子ども園の改修工事等の実施について」でございます。

今回、実施をする工事につきましては、中町児童館、ことぶき館、中町図書館が併設しておりますあいじつ子ども園、これは旧中町保育園舎側の部分ですが、この施設全体に係る中長期の保全計画としての冷暖房・給排水設備の更新、それから外壁改修、屋上防水と、年度途中での事業開始を予定しております一時保育室等の設置改修工事でございます。



この工事に伴いまして、あいじつ子ども園では現在の園庭に保育室2室を要する仮園舎を設置いたしまして、工事期間中の子どもたちの保育と安全を確保しながら、それぞれ期間をずらして、各室の工事を進めていく次第です。

工事期間につきましては、2番に記載のとおり、仮園舎設置についてはもう既に工事に着手しておりまして、今月末に完了する予定でございます。0、1歳児室については9月6日から10月1日、2、3歳児室については10月8日から11月22日、一時保育室等については、9月13日から11月5日という予定となっております。

なお、併設の中町児童館、それから中町ことぶき館につきましては、それぞれ記載のとおり、工事実施に伴う休館を予定しているというものでございます。

最後に説明会でございますが、保護者向けの説明会につきましては、4月24日に実施をしております、中町児童館保護者との合同で開催をしたというものでございます。参加者は20名いらっしゃいました。

それから、地域住民向けの説明会でございます。こちらは工事説明会と一般に行っている内容のものでございますが、8月21日土曜日に実施する予定であります。

私のほうからの報告は以上です。

中央図書館長 中央図書館長です。

それでは、「報告4 中町図書館の休館について」、御報告します。

中町児童館ほか、3施設の大規模改修工事に伴い、中町図書館部分は冷暖房設備改修により天井の撤去、内部壁の一部撤去、復旧工事を行うため休館するものでございます。中町図書館の休館期間は平成22年9月27日の月曜日から11月8日月曜日までとなります。

中町図書館の工事期間については、平成22年の10月1日金曜日から10月29日までの金曜日までとなります。

施設全体の工事期間につきましては、平成22年9月1日の水曜日から11月30日までの火曜日までとなります。

図書館の工事期間前後の休館理由についてですが、図書館部分の工事は書架の移動を伴うため、工事前に図書資料、システム機器の移動に4日間の引っ越し期間を設けます。また、工事終了後は図書館の床のフローリングを改修するとともに、図書資料の書架への再配架、システム機器等の復旧、休館期間中の返却図書及び購入図書の配架等を行うため、10日間休館するものでございます。

今後の利用者への周知ですが、新宿区立図書館ホームページや広報しんじゅくに掲載する

とともに、区立図書館全館にポスターを掲示していくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

羽原委員長 説明が終わりました。

まず報告2について、御意見、御質問がありましたら、どうぞ。

松尾委員 委託実施校の選定に当たっての考え方の(1)で学校栄養士が委託校に1年以上在籍していることとその理由についてお話しいただきましたが、これは委託が実施された後についても、継続して学校栄養士が在籍しなければならないということでしょうか。

学校運営課長 学校運営課長でございます。

この1番の学校栄養士、都費の栄養士が配置されているというのは、先ほど御説明いたしましたとおり、まずは1年前からいて、実際には委託に際してその仕様書や、作業の指示書、こういったものをそれぞれ学校ごとにつくっておりますが、こういったものを作成していただくという作業がございます。また、委託後も基本的には異動というものがあるわけですが、開設後が大変不安な時期というか、不安的な時期でもございますので、引き続き、基本的にはその栄養士さん、同一人を継続して配置していくというような対応をとっているところでございます。変わることなくそのままいていただいて、その指示書どおりに作業はされているか、こういったことの確認等も行っていくということとなります。

松尾委員 そうしますと、委託実施後、委託がスムーズに行われて、しっかりとした運営がなされると。そうしますと、何年かは栄養士さんにずっといていただいて、その後はどうなるのでしょうか。一度安定的に運営がなされるようになった後には異動等もあって、場合によっては非常勤の栄養士さんになるということも考えられるということですか。

学校運営課長 栄養士の配置につきましては、今基本的には都費の栄養士さんがいらっやって、その方が異動した後、委託校であった場合には区費の非常勤栄養士が配置されるという、都費の栄養士、区費の栄養士というような順番で配置をしていくような形になっています。委託校、全校委託化をすることによって、区費の非常勤栄養士も配置をし、最終的には全校に栄養士を配置する。そうした場合の配置の状況ですが、都費の栄養士が半分、区費の栄養士が半分という人数になりますので、都費の栄養士さんの異動に伴って、区費の栄養士がそれぞれまた異動で各学校に配置されるという状況でございます。

松尾委員 わかりました。

羽原委員長 用務職への転職、これは研修などはありますか。

学校運営課長 調理職から用務職へ転職を希望される職員については研修等を行いまして、

用務職についていただくということで実施をしております。

羽原委員長 資格の関係などは大丈夫なのですか。

学校運営課長 特に問題はないということです。

松尾委員 もう一つよろしいでしょうか。

細かいことですが、今後の予定の(1)の第3項目、広報「しんじゅく」及びホームページによる周知とありますが、このホームページというのは新宿区のホームページということでしょうか。

学校運営課長 そのとおりでございます。区のホームページの教育委員会の学校運営課所管のところに掲示をするということになります。

羽原委員長 それでは、次に報告3について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

松尾委員 素朴な質問ですが、だれでもトイレというのがありますが、これはどのようなものなのでしょうか。

学校運営課長 わかりやすくいいますと、車いす等でも利用が可能な、だれでも利用できる条件が整ったトイレというものを一般にだれでもトイレと言っているものでございます。車いすで直接お入りになれて、それでトイレ、手洗い等が可能なスペースが確保されている福祉用のトイレといったらよろしいでしょうか。そういったもの 健常者でも障害をお持ちの方でもだれでもが利用が可能なトイレということで、だれでもトイレというような表現をしているものです。

羽原委員長 よろしいですか。

では次、報告4について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

菊池委員 報告4だけではないですが、子ども園も含めてこの建物全体ですけれども、外壁と排水とか水の改修だと思いますが、築何十年かたっていると思いますが、耐震工事はもう終わっているのでしょうか。

学校運営課長 耐震工事につきましては既に完了しているということでございます。

菊池委員 耐震工事をやるときに、外壁とかその他、水回りも全部やらなかったんですか。

学校運営課長 まず耐震工事につきましては緊急性を要する工事ということで、それにつきましてはある期間、新宿区においては全庁的な取り組みの中ですべての施設に関して調査を行い、実施してきたというものがございます。一方、外壁、あるいは屋上防水、あるいは今回の空調機については、先ほど御説明をさせていただいた中で中長期の保全計画ということで一定期間、そういったものへの長期的な利用が可能となるように期間を設けまして更新

を図っていくという計画の中で進めているものでございますので、ちょうどそれが耐震工事等と合致した時期であれば一緒に行った施設もあるかもしれませんが、この施設に関しましてはそこがずれていたということで、まずは耐震補強を緊急性を持って行ったということでございます。

菊池委員 別々にすると余計お金がかかるのではと思ひまして、私が区民健康センターの理事をやっていたときに耐震問題がありまして、7億7,000万ぐらいかかる。外装も含めて全部やってしまおうと。すごく高いんです。ですから、この4階建ての地下1階ですか、これもかなりお値段かかると思いますが、できれば区として効率よく、結構排水も耐震も骨格にかかわる部分なので一緒にやってしまったほうが効率がいいのかなと思ひまして、ちょっと伺いました。

羽原委員長 ほかに御質問ございませんか。

#### 報告5 その他

羽原委員長 次に、本日の日程で「報告5 その他」となっておりますが、事務局から報告事項がありましたらどうぞ。

次長 特にございません。

羽原委員長 報告事項は以上で終了いたします。

次長 一たん御休憩いただいて、先ほどの議案の続きを再開したいと考えます。

羽原委員長 わかりました。それでは、休憩後引き続き議案を非公開により行います。

午後 6時36分再開

羽原委員長 長時間ありがとうございました。

#### 閉 会

羽原委員長 以上で本日の議事は終了いたします。

午後 6時36分閉会